

## 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書

## 1 事業所の概要

(ふりがな) ①事業所の名称				
②現在受け入れている1号特定技能外国人の数	人			
③日本人等の常勤の介護職員の数	人			
	日本人	介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士	在留資格「介護」により在留する者	永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
	人	人	人	人

## (注意)

- 特定技能外国人が実際に業務に従事する事業所（施設・事業）について記載すること。
- 1号特定技能外国人の人数枠の算定基準に含まれる介護職員とは、「介護等を主たる業務として行う常勤職員」を指し、介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業務を行う看護師及び准看護師はこれに含まれない。  
一方、医療機関において、看護師や准看護師の指導の下に療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）等を行う診療報酬上の看護補助者や、当該看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれる。

## 2 その他特記事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

作成責任者